

『クラウド会計を活用した電子帳簿保存法対応の実務』

(初刷)

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。

訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

訂正箇所	16ページ ※初刷のみ
誤	<p>そして、適正に帳簿書類の電子保存を行うためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンピュータ処理は、痕跡を残さず記録の遡及訂正をすることができること(真実性の確保) ● 肉眼で見るために出力装置があること(見読可能性) <p>が必要とされ、本書執筆の2022年現在でもこの考えが法律に組み込まれています。</p>
正	<p>そして、適正に帳簿書類の電子保存を行うためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンピュータ処理は、痕跡を残さず記録の遡及訂正をすることができるため、真実性の確保が必要 ● 紙と同等に肉眼で見られるための出力装置が必要 <p>とされ、本書執筆の2022年現在でもこの考えが法律に組み込まれています。</p>

以上



第2節

電子帳簿保存法の改正の経緯

① 電子帳簿保存法の変遷

電子帳簿保存法は、1998年7月1日に施行されました。施行の背景には、情報化・ペーパーレス化が進む中で、経済界から帳簿書類のデータ保存の容認への強い要望が寄せられていたということがあります。

また、電子帳簿保存法の基本的な考え方として、「納税者の帳簿書類の保存の負担軽減」が当初より掲げられていました。

このように、電子帳簿保存法は、急速にデジタル化する社会に適應するため、納税者の負担を軽減することを目的として創設された法律です。

そして、適正に帳簿書類の電子保存を行うためには、

- コンピュータ処理は、痕跡を残さず記録の遡及訂正をすることができること(真実性の確保)
- 肉眼で見るために出力装置があること(見読可能性)

が必要とされ、本書執筆の2022年現在でもこの考えが法律に組み込まれています。なお、電子取引については当初から「データで読み取れる形式で保存する必要がある」という考えが法律に組み込まれていました。

これまで行われてきた主な改正は、以下のとおりです。